

掛川市告示第78号

掛川市日常生活用具費助成事業実施要綱（平成18年掛川市告示第131号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月9日

掛川市長 久保田 崇

別表火災警報器の項の対象者の欄中「（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）」を削り、同表自動消火器の項の対象者の欄中「困難な障害者」の次に「当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。」を加え、同表地震防災用具（障害に関する専門的な知識又は技術を要する用具で一般的に普及していないものに限る。）から障害者用防災リュックまでの項の耐用年数の欄中「一」を「5年」に改め、同表透析液加湿器の項中「透析液加湿器」を「透析液加湿器」に改め、同表パルスオキシメーターの項の限度額の欄中「42,000円」の次に「呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するものにあつては、157,500円」を加え、同表情報・通信支援用具の項の性能の欄中「パーソナルコンピュータ用周辺機器」を「パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に応じて必要となる周辺機器」に改め、同表点字ディスプレイの項の性能の欄中「コンピュータ」の次に「、タブレット端末又はスマートフォン」を加え、視覚障害者用拡大読書器の項を次のように改める。

「	視覚障害者用読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用できるもの	障害者	視覚障害者で、本装置により読書が可能になるもの	8年	198,000円
			障害児	視覚障害児のうち、本装置により読書が可能になる者で、原則として学齢児以上のもの		

同表視覚障害者用小型拡大読書器の項の限度額の欄中「28,400円」を「29,800円」に改め、同表

人工喉頭（埋込型人工鼻）の項を次のように改める。

人工喉頭 （埋込型人工喉頭用人工鼻）※1	気管孔に取り付けることにより発声が可能となるもので、障害者又は介助者が容易に使用しうるもの	障害者	音声機能障害者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	—	月額 23,760円
	気管孔に取り付けることにより発声が可能となるもので、障害児又は介助者が容易に使用しうるもの	障害児	音声機能障害児であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの		
※1 令和2年9月1日より健康保険適用となっているため、健康保険優先					

別表人工内耳体外機の部の障害者が容易に使用し得るものの款の項中「障害児」を「障害者」に、「聴覚障害児」を「聴覚障害者」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。